

長浜市告示第283号

長浜市妊産婦健康診査事業実施要綱（令和6年長浜市告示第209号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月1日

長浜市長 浅見 宣義

第2条中「法第16条第1項の規定により母子健康手帳の交付を受け、かつ」を「次の各号に掲げる妊産婦又は産婦のうち」に、「妊産婦とする」を「ものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第16条第1項の母子健康手帳（以下「母子健康手帳」という。）の交付を受けた妊産婦
- (2) 母子健康手帳の交付を受ける前に死産又は流産若しくは人工妊娠中絶をした産婦のうち、産婦健康診査を希望し、かつ、産婦人科医師が産婦健康診査を必要と判断したもの

第5条第1項中「母子健康手帳の交付を受ける」を「第2条第1号に掲げる」に改め、同条第2項中「他の市町村において母子健康手帳の交付を受けた者」を「第2条各号に掲げる者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、第2条第2号に掲げる産婦が市の住民基本台帳に登録されている場合は、当該産婦に対して産婦健康診査受診券を交付するものとし、交付する産婦健康診査受診券の枚数は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。